

〔2022 年度版〕

なは市民活動支援事業助成金

募集要項

1 事業の目的

多様なつながりで共に助け合い、より良い暮らしを実現するため、本市で社会貢献活動を行う市民活動団体を支援することを目的に、市民活動団体の活動に対する助成金を交付します。

2 助成の対象コース及び団体

主たる活動の場が市内で、3名以上で構成されている市民活動団体が対象となります。

- (1) 一般コース NPO 法人や一般社団法人、自治会、ボランティア団体、PTA、こども会、その他任意団体（グループ含む）等の一般の団体のうち規約等を有している団体
- (2) 学生コース 高校生や大学生、専門学校生等の学生で構成され、指導教員または指導する保護者等がいる団体

※政治、宗教、又は営利活動を目的とする団体、那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者が属する団体、またはそれらの暴力団又は暴力団員と密接な関係のある団体、公序良俗に反する団体またはそれらの団体と密接な関係にある団体

3 助成対象事業

地域コミュニティの活性化や課題解決を目的として、自主的に取り組むまちづくり事業に助成します。

〔取り組み例〕

テーマ：子育て支援、子ども・高齢者見守り、こどもの居場所運営、防災活動など
活動内容：調査、ビジョン・計画策定、研修会、人材育成、イベント、実証実験、マップ・ホームページ構築、情報誌制作等

※ただし、次のいずれかに該当する事業は助成の対象になりません。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする事業
- (2) 他の公的助成・民間助成を受ける事業

4 補助金の種類

- (1) 一般コース （予算 170 万円程度）
1 事業あたり 50 万円を上限とします。
助成率は助成対象経費の 9 割です。

- (2) 学生コース （予算 30 万円程度）
1 事業あたり 10 万円を上限とします。
助成率は助成対象経費の 10 割です。

5 応募方法

- (1) 応募期間
令和 4 年 5 月 13 日（金）～令和 4 年 7 月 11 日（月）17 時まで
- (2) 提出書類
 - ①交付申請書（第 1 号様式）
 - ②事業計画書（第 1 号様式の 2）
 - ③収支予算書（第 1 号様式の 3）
 - ④団体概要書（第 1 号様式の 4）
 - ⑤規約・会則等の写し（一般コースのみ）
 - ⑥前年度の決算資料（一般コースの既存団体のみ）
* 那覇市ホームページに掲載するので、ダウンロードしてください。
- (3) 提出期限等
提出期限：令和 4 年 7 月 11 日（月）17 時（必着）
提出場所：なは市民活動支援センター（那覇市銘苅 2-3-1 2 階）
提出方法：直接窓口に提出
提出部数：上記①～⑥、各 1 部
- (4) 事業説明会
令和 4 年 6 月 1 日（水） [午前の部] 11 時 [午後の部] 15 時
* 3 密を避けるため、参加団体数を制限する場合があります。参加を希望される場合は、事前に電話にてお申込みください。
* 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催されない場合があります。

6 助成事業の実施期間

助成金交付決定の日から令和 5 年 2 月 28 日までです（実績報告書・収支決算書の提出も同日までとなります）。

7 審査の方法

那覇市協働によるまちづくり推進審議会において、書類審査、プレゼンテーション審査と質疑応答をもとに、審議会の委員が審査評価を行い、市長が助成事業を決定します。

(1) 審査会（公開プレゼンテーション）

日時：令和 4 年 7 月 24 日（日）詳細は後日

場所：未定 ※決まり次第ホームページに掲載

時間：1 団体あたり 10 分程度（事業説明 5 分～10 分以内、質疑応答）

(2) 那覇市協働によるまちづくり推進審議会

那覇市協働によるまちづくり推進審議会規則第 2 条第 1 項に基づき、6 名の委員（外部委員）で構成されています。

(3) 審査項目

①公益性・公共性

②実現性・計画性

③事業効果・有効性

④熱意・意欲

※詳細は（別紙 1）審査評価基準表のとおりです。

（別紙 2）申請書記入方法もご参照ください。

8 助成の対象となる経費

費目	内容（税込）
1 賃金	事業実施のために雇ったスタッフ・アルバイト・アドバイザーの賃金（団体構成員に対するものは除く）
2 謝礼金	講師・司会・出演者等に対する謝礼金（（団体構成員による講師は必要最小限の人数・時間で実施するものとし、謝礼金は時給 3,000 円を上限とする。団体構成員による司会・出演者の経費は助成対象とならない。）

3 旅費	講師等の招聘に係る旅費、助成団体の必要最小限の人数で実施する視察研修等の旅費（バス賃、船賃、航空賃、宿泊料等）
4 消耗品費	単価 10,000 円未満の事務用品及びイベント時に使用する消耗品、単価 500 円以下の記念品及び宣伝用物品等の購入に係る経費
5 印刷製本費	チラシ・ポスター類、会議用資料・報告書等の印刷に係る経費
6 食糧費及び食 材費	講演会・研修会・イベント等当日の講師、スタッフのお茶・弁当、茶菓子代等に係る経費(1 人あたり飲料代 100 円、食事代 500 円以内)、必要最小限の食材費
7 光熱水費及び 燃料費	イベント時の電気使用料（発電機等）、水道使用料、ガス使用料等に係る経費
8 通信運搬費	切手・はがき代、宅配便等に係る経費
9 手数料	送金料、クリーニング代等に係る経費
10 保険料	損害保険、イベント保険等に係る経費
11 広告宣伝料	テレビ、ラジオ、新聞、案内看板、のぼり、周知を主たる目的としたホームページ制作等に係る必要最低限の経費
12 委託料	専門知識・技術等を要する業務を外部に委託する経費（ホームページ構築・マップ制作、撮影・編集等の記録業務、調査作業、イベント等の会場設営作業、警備業務等）
13 使用料及 賃借料	講演会・研修・イベント会場、車両、駐車場、著作権、機材、装飾品等の使用及び貸借に係る経費（団体や団体構成員が自ら所有する機器などの賃借料は除く）
14 工事請負費	工作物等の製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除去の工事等に要するもので、「工事請負契約」によって支払われることとなる経費
15 原材料費	工事、生産、工作のために消耗される材料に係る経費

16 備品購入費	消耗品、原材料である物品を除いた物品の購入に係る経費 (長期の使用に耐える 1 万円以上の物品)
17 その他経費	上記以外、助成事業を効率的かつ効果的に執行するために 必要な経費で市長が認めるもの
<p>【備考】</p> <p>次に掲げるものに該当する場合は対象経費から除きます。</p> <p>(1) 市民活動団体の既存の構成員に対する人件費・司会・出演者等の経費</p> <p>(2) 市民活動団体の経常的な事務所等を維持するための経費(家賃・光熱水費等)</p> <p>(3) 交際費(贈呈経費、懇親会費等)に該当する経費</p> <p>(4) 領収書等により助成団体が支払ったことが明確に確認できない経費</p> <p>(5) 事業の実施期間外に支払った経費</p> <p>(6) 事業実施に直接関わらない経費や社会通念上適切でない経費</p>	

9 事業の報告

事業実施の報告は事業を終了して 30 日以内か令和 5 年の 2 月末までのいずれか早い期日までに下記の書類を提出する形で行っていただきます。

- (1) 実績報告書(第 7 号様式)
- (2) 事業報告書(第 7 号様式の 2)
- (3) 収支決算書(第 7 号様式の 3)
- (4) 領収書の写し
- (5) 印刷物(調査報告書・チラシ等)や制作物(映像、音楽等)の完成品
- (6) 事業実績の全体像が把握できる写真

※事業報告会を令和 5 年年 3 月中旬に予定していますのでご参加いただきます。

事業の成果を発表・確認し、他団体とも交流できる機会となっています。

10 申請から報告までの流れ

申請書類を提出したあと、審議会による公開プレゼンテーション審査ののちに助成事業が決定されます。

結果は各申請団体に通知し、対象となった事業及び団体、助成金額については、市ホームページ等で公表します。

事業実施後の実績報告等についても市ホームページ等で公表します。

【スケジュール】

- ・ 公募開始 5月13日（金）
- ・ **交付申請書等提出期限 7月11日（月）17時（必着）**
- ・ プレゼンテーション審査 7月24日（日）
- ・ 交付決定 7月27日（水）予定
- ・ 事業の実施（助成金の概算払いができる場合あり）
- ・ 事業の終了（報告書提出） 事業の終了後30日以内か令和5年2月末日までのいずれか早い期日まで
- ・ 事業報告【中間報告：11月頃、成果発表会：令和5年3月中旬】

11 問い合わせ先

〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-1 なは市民協働プラザ 2階
那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課 担当:山田、渡嘉敷
TEL : 098-861-5024
Email : C-KATU005@city.naha.lg.jp